

前橋七中野球クラブ会則

第 1 条（名称）

本野球クラブの名称は、「前橋七中野球クラブ」（以下、本クラブという。）と称する。

第 2 条（目的）

本クラブは、2023 年度～2025 年度、中学部活動地域移行に伴う、中学生の活動時間の有効活用を目的で設立します。本クラブがあることで、子供たちが未来を見据えた夢が描けるように活動環境を整備します。前橋七中野球部の活動を主な活動として、顧問の先生と地域指導者と代表者が連係をとりながら、野球を通じた子供たちの健全な成長を目指します。中学校の義務教育期間を地元地域で活動することで自分の住む地元地域への地域愛を育む目的もあります。顧問の先生についても、中学生の指導に従事したいと願う先生のやりがいにも繋がると考えています。また、中学校から野球を始めたいと希望する中学生も積極的に受け入れ、参加できる環境も準備します。

＊別紙 1 に設立趣旨・詳細・今後の課題を記載

＊別紙 2 に組織構成図・名簿を記載

第 3 条（構成）

本クラブは、①中学生部員、②顧問の先生、③地域指導者、④代表責任者、⑤保護者会、⑥相談役によって構成する。

＊別紙 1 に構成についての詳細・役割を記載

第 4 条（顧問の先生、地域指導者、代表責任者）

顧問の先生は該当期間、該当学校の顧問の先生とする。地域指導者及び責任者の任免は、中学生部員、保護者会、顧問の先生、相談役によって承認を受ける。

第 5 条（中学生部員）

中学生部員の対象は、七中野球部員を中心に、七中他部活動の中学生、他中学校の中学生とする。

第 6 条（保護者会）

保護者会は、中学生部員の保護者で構成する。

第 7 条（相談役）

相談役は、本クラブ設立に協力いただいた地域の方々（別紙 2 参照）とし、今後の状況の変化に伴い、必要な助言をいただく。本クラブの運営上、会則の追加や問題の解決を共同で願います。

第 8 条（入部）

本クラブに入部を希望する者は、本クラブの趣旨を理解し、入部申し込み書を提出する。他中学の入部希望者は所属中学の先生にも入部の申し出をする。

第 9 条（退部勧告）

中学生部員及びその保護者は、本クラブの活動趣旨に反する行動や言動等を行った場合、顧問の先生、地域指導者、代表者の判断により、退部させられることがある。

第 10 条（活動）

中学生部員及びその保護者は、本クラブでの活動内容について、顧問の先生、地域指導者、代表責任者に一任する。活動については強制ではなく、学業や体調、家庭の事情など各々の事情で休むことができる。

第 11 条（練習）

練習日は、原則として第 2 週の土日とするが、今後の地域移行の過程で別日に練習することがある。練習日に練習試合、交流試合などを行うこともある。

第 12 条（会費）

中学生部員の年度会費は、**2,000 円**とする。ただし、途中退部の場合は、年度会費の返金はしない。

第 13 条（運営経費）

本クラブの運営経費は、年会費、寄付金、臨時の追加会費、その他収入をもって充てる。

第 14 条（会費の変更）

本クラブの会費の変更及び臨時の追加会費の徴収は、保護者会と代表責任者の承認により行うことができる。

第 15 条（会計報告）

会費及び運営経費に関して、代表責任者又は代表責任者が指定した者は、適宜、保護者会に会計報告を行うこととする。

第 16 条（保険の加入）

中学生部員及び地域指導者は、安全の確保及びその健康管理のため、スポーツ安全保険に加入しなければならない。ただし、スポーツ安全保険の加入費用は、会費から支払うものとする。

第 17 条（総会について）

年に 1 回総会を実施する。前橋七中野球部総会の時期である新年度が始まる 4 月か 5 月、また新チームがスタートする 8 月か 9 月頃とする。また、代表者が随時必要があると判断したときに行い必要な事項を決定する。決定事項に関して、代表者、指導者、相談役、保護者会、クラブの構成人員で協議し決定する。

附則

本会則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月、第 17 条総会について追記

令和 8 年 5 月 16 日、保護者会と代表責任者の承認で第 12 条会費金額を変更